

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化（電子黑板）について

現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化を図るため、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入を行うデジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」）を下記のとおり運用できることとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 適用日

- 平成29年4月1日以降に入札公告を開始する工事より適用。

#### 2 対象工種及び必要な機器の導入

- 電子黑板の使用にあたっては、受注者が監督員へ電子黑板を使用する旨を申し出、承諾を得るものとする。
- 対象工種については、土木工事施工管理基準「2-4 写真管理基準」に準ずる。
- 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、共通仮設費の技術管理費（率分）に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

#### 3 土木工事施工管理基準

- 平成29年4月1日より土木工事施工管理基準に「2-6 デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準」を掲載予定。

## 2 - 6 デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化（電子黑板）について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準 3.(2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記 1 の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準 3.(2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準」及び「2-5デジタル写真管理情報基準」に準ずるが、上記 2 に示す小黑板情報の電子的記入については、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準 5.写真の編集」及び「2-5デジタル写真管理情報基準 6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記 2 に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

